

社会保障審議会企業年金・個人年金部会

神野直彦 部会長 殿

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会  
委員長 森戸英幸

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況について

## 1 部会への報告

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、年金給付等積立金が最低責任準備金を割り込む、いわゆる代行割れ基金が解散するに当たり、責任準備金相当額の減額や責任準備金相当額の納付猶予を認める特例措置を講じて解散する「特例解散」について調査審議するものとして設置されていますが、その運営状況について専門委員会運営規則第15条の規定に基づき部会に報告することとされています。

## 2 専門委員会の開催状況

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、専門委員会を計6回開催しました。

各回の議事概要は以下のとおりです。

### (1) 第37回委員会（平成30年4月25日開催）

第35回委員会で継続審議とされた1件が付議され、特例解散が妥当と判断されました。

### (2) 第38回委員会（平成30年5月24日開催）

2件の納付計画の変更（後ろ倒し）について審議され、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。

### (3) 第39回委員会（平成30年6月28日開催）

1件の納付計画の変更（延長）について審議され、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。

また、納付計画の変更申請（延長）に係る取扱いについて審議され、継続審議とされました。

(4) 第40回委員会（平成30年7月18日開催）

前回継続審議とされました、納付計画の変更申請（延長）に係る取扱いについて審議され、解散時納付計画に基づいて猶予期間内に納付することができないにもかかわらず、解散時に納付計画変更の同時申請を行わなかったことについて事業主の責任に帰さない相当の理由が存する場合には、解散時の同時申請と同様に承認の可否を判断することが適当とされました。

(5) 第41回委員会（平成30年12月21日開催）

1件の納付計画の変更（延長）について審議され、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。

また、1件の特例解散に係る納付計画の変更（延長）について審議され、解散時納付計画に基づいて猶予期間内に納付することができないにもかかわらず、解散時に納付計画変更の同時申請を行わなかったことについて事業主の責任に帰さない相当の理由が存する場合に該当するものとして、解散時の同時申請と同様に承認の可否を判断し、妥当と判断されました。

(6) 第42回委員会（平成31年3月6日開催）

1件の納付計画の変更（延長）について審議され、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。